

問合せ先

第八管区海上保安本部海洋情報部

監理課専門官 鈴木 孝志

(管区マリンレジャー安全推進室員)

0773-75-7373(直通)

0773-76-4100(内線 2511)

平成19年6月28日

第八管区海上保安本部

小型船舶操縦士のための “ヒヤリハット” シリーズ 第7弾(No.12 栗田湾^{くんだ}編) !!

栗田湾付近を訪れる誰もが活用できる「栗田湾付近情報図」を作成し、インターネットでの提供を開始します。

由良川河口付近から栗田湾にかけての海域では、モータボートや水上バイク等が多数走航しており、“ヒヤリハット”(異常接近等)の事例が多くなっています。

このような“ヒヤリハット”を教訓に事故を未然に防止するため、第八管区海上保安本部では、小型船舶が、河川域、湾内及びその付近の航行に際し、海図に表現されていない注意すべきポイントや定置網・いけす、マリーナ等の情報を掲載した「栗田湾付近情報図」をホームページで公開することにしました。

情報図は、平成15年9月「舞鶴港情報図」を皮切りに、今回でシリーズ第7弾として公開するもので、由良川河口付近のマリーナを利用する京阪神などから訪れるマリンレジャー関係者及び栗田湾周辺の漁船や遊漁船等が活用できる情報図として作成しています。当本部では、この情報図を公開し、海図及び第2弾で提供した宮津湾付近の情報図とともに、より多くの方に利用していただくことが、マリンレジャーを楽しむ方々や宮津港及びその付近を行き交う船舶の事故防止につながるものと期待しています。

また、第八管区海上保安本部では、小型船舶が航行する際の各種の危険情報や“ヒヤリハット”情報を広く収集しております。お気づきの点があれば下記へご連絡ください。

連絡先：第八管区海上保安本部海洋情報部監理課情報係

電話：0773-76-4100(内線 2515)

メール：zushi8@jodc.go.jp(情報係宛)

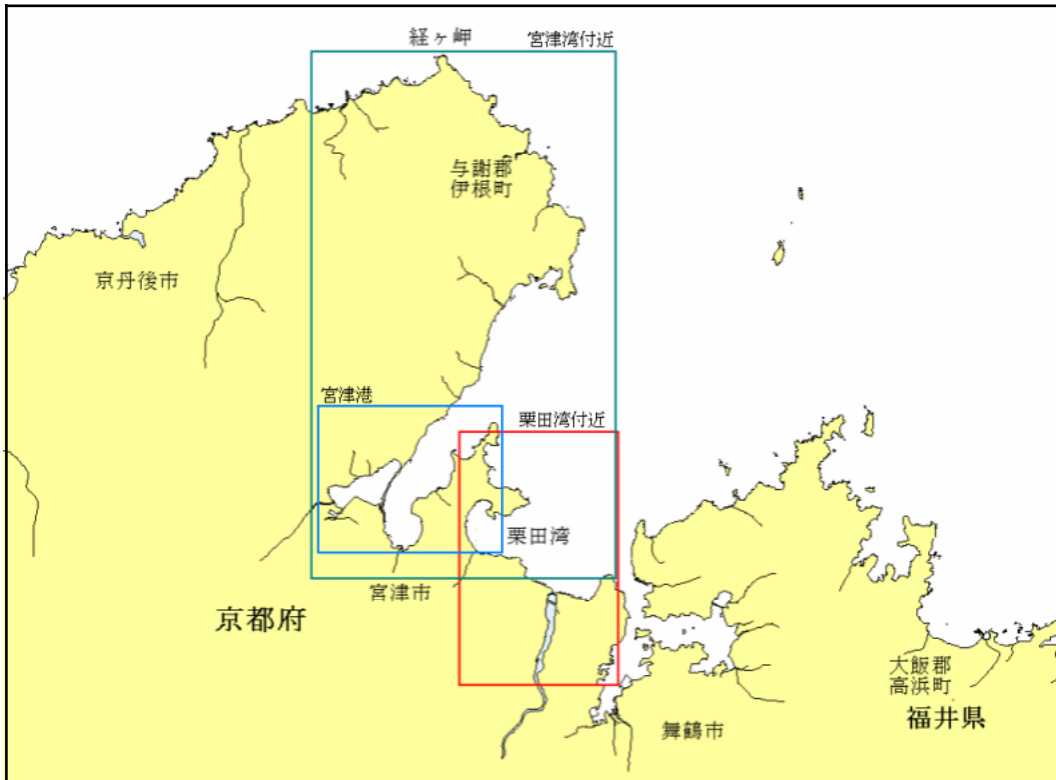
船舶交通安全情報ホームページアドレス：

<http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN8/jouhou/jouhouzu.html>

注) シリーズ

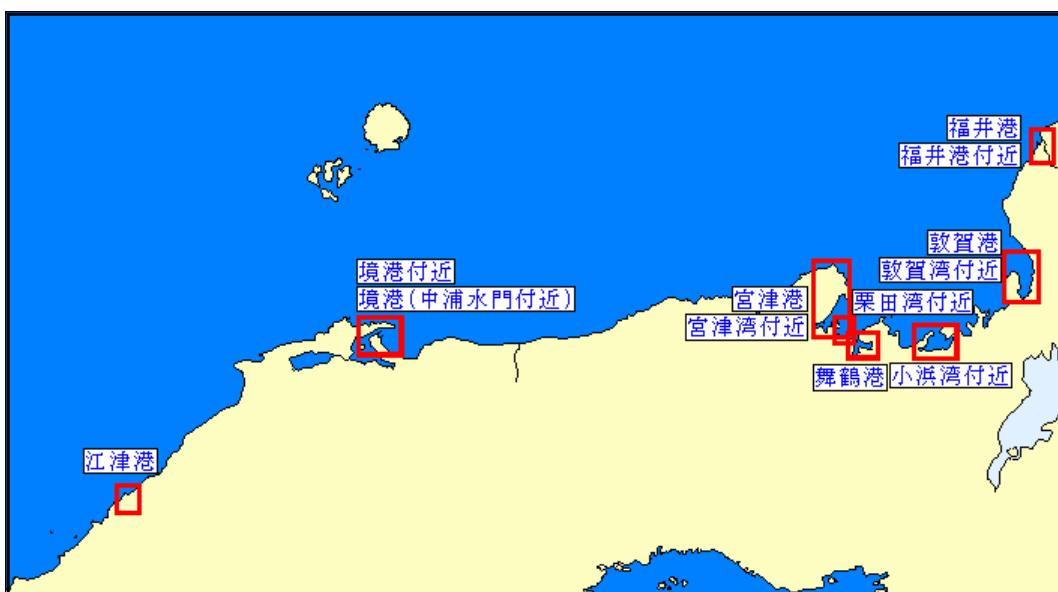
- ヒヤリハットシリーズ第1弾 (No.1 舞鶴港)
- ヒヤリハットシリーズ第2弾 (No.2 宮津湾付近、No.3 宮津港)
- ヒヤリハットシリーズ第3弾 (No.4 敦賀湾付近、No.5 敦賀港)
- ヒヤリハットシリーズ第4弾 (No.6 福井港付近、No.7 福井港)
- ヒヤリハットシリーズ第5弾 (No.8 境港付近、No.9 境港、No.10 江津港)
- ヒヤリハットシリーズ第6弾 (No.11 小浜湾付近)

付 図



栗田湾付近情報図包含区域 (赤線部分)

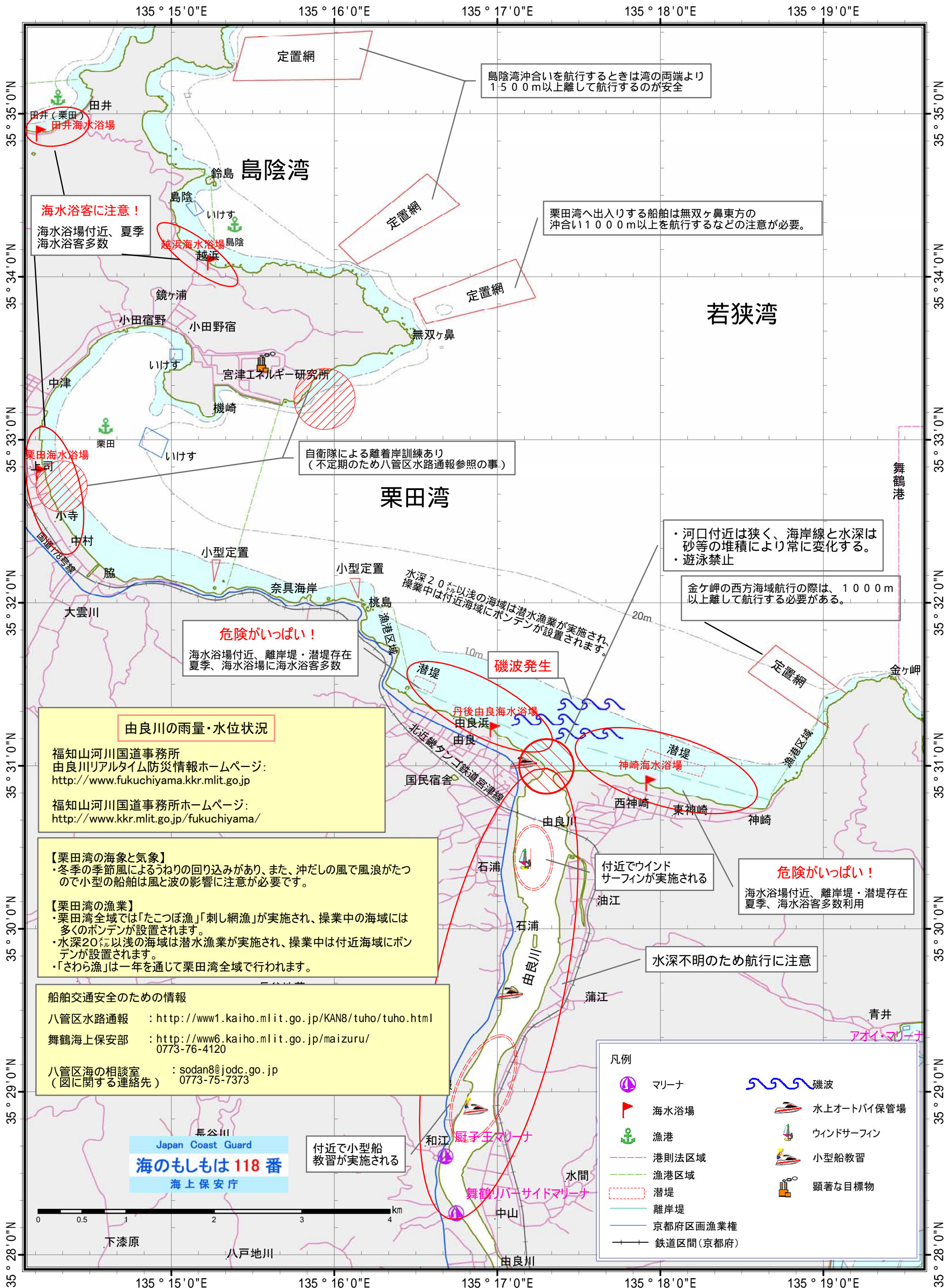
栗田湾付近情報図及び既発行情報図



航海には海図を使用して下さい

くんだ 栗田湾付近情報図

平成19年6月刊行
第八管区海上保安本部海洋情報部



島陰湾沖合いを航行するときは湾の両端より1500m以上離して航行するのが安全

海水浴客に注意！
海水浴場付近、夏季海水浴客多数

栗田湾へ出入りする船舶は無双ヶ鼻東方の沖合い1000m以上を航行するなどの注意が必要。

自衛隊による離着岸訓練あり
(不定期のため八管区水路通報参照の事)

・河口付近は狭く、海岸線と水深は砂等の堆積により常に化する。
・遊泳禁止

金ヶ岬の西方海域航行の際は、1000m以上離して航行する必要がある。

危険がいっぱい！
海水浴場付近、離岸堤・潜堤存在
夏季、海水浴場に海水浴客多数

水深20m以浅の海域は潜水漁業が実施され、操業中は付近海域にボンデンが設置されます。

由良川の雨量・水位状況

福知山河川国道事務所
由良川リアルタイム防災情報ホームページ：
<http://www.fukuchiyama.kkr.mlit.go.jp>

福知山河川国道事務所ホームページ：
<http://www.kkr.mlit.go.jp/fukuchiyama/>

【栗田湾の海象と気象】
・冬季の季節風によるうねりの回り込みがあり、また、沖だしの風で風浪がたつので小型の船舶は風と波の影響に注意が必要です。

【栗田湾の漁業】
・栗田湾全域では「たこつぼ漁」「刺し網漁」が実施され、操業中の海域には多くのボンデンが設置されます。
・水深20m以浅の海域は潜水漁業が実施され、操業中は付近海域にボンデンが設置されます。
・「さわら漁」は一年を通じて栗田湾全域で行われます。

船舶交通安全のための情報

八管区水路通報 : <http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN8/tuho/tuho.html>

舞鶴海上保安部 : <http://www6.kaiho.mlit.go.jp/maizuru/>
0773-76-4120

八管区海の相談室 : sodan8@jcdc.go.jp
(図に関する連絡先) 0773-75-7373

Japan Coast Guard
海のもしもは118番
海上保安庁

付近で小型船
教習が実施される

凡例

	マリーナ		磯波
	海水浴場		水上オートバイ保管場
	漁港		ウインドサーフィン
	港則法区域		小型船教習
	漁港区域		顕著な目標物
	潜堤		
	離岸堤		
	京都府区画漁業権		
	鉄道区間(京都府)		

「この地図の作製に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(空間データ基盤)を使用したものである。(承認番号平15総使、第622号)」